

久留米市認知症高齢者等個人賠償責任保険のお知らせ

1. 認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症の人が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するものです。なお、保険料は全額を市が負担します。

2. 保険加入の対象になる人

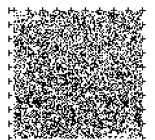
この保険加入のためには、下記①～④の全てを満たす必要があります。

- ①「久留米市高齢者あんしん登録制度」に登録されている40歳以上の方
- ②久留米市に居住している方
- ③本人が在宅生活（※1）している方
- ④要介護認定における認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅡ a以上である方
（申請後、市で確認します。）

（※1）施設等で生活している人は、この保険に加入できません。

※施設等とは、下記のとおりです。

- （1）介護保険サービスにおける施設サービスを利用する方及び居住系サービスを利用する方
 - 施設サービス
（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設）
 - 居住系サービス
（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）
- （2）医療法に規定する病院又は診療所に入院している方
- （3）次のいずれかの社会福祉施設に入所している方
 - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
 - ②生活保護法に規定する救護施設及び更正施設に入所している方
 - ③老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方



3. 加入の申込み

平成30年10月から加入申込を受付開始します。加入申請書を市に提出してください。市で、加入要件の確認を行い、後日、加入申請の結果通知書をお送りします。

4. 補償内容

【賠償責任補償】被害者に法律上の損害賠償をしなくなるとき。

補償金額 1事故あたり、最大3億円

※示談交渉サービス付き

（被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合、被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行うもの）

5. 連絡・問合せ先

保険の内容・制度等についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

久留米市役所 健康福祉部 長寿支援課 介護予防・生きがい支援チーム

（所在地）〒830-8520 久留米市城南町15番地3

（電話番号）0942(30)9207 （FAX）0942(36)6845

